

## 京都府南部消防指令センター共同運用に関する検討状況について

京都府南部地域の 9 消防本部における消防指令業務を共同で行う、京都府南部消防指令センターの共同運用に関する現在の検討状況を御報告いたします。

### 1 京都府南部消防指令センターの概要

#### (1) 構成団体（9 団体（構成 16 市町村（8 市 7 町 1 村））

ア 第 1 期運用（令和 9 年度本格運用開始予定）  
京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合

イ 第 2 期運用（令和 12 年度本格運用開始予定）  
第 1 期の 5 団体、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合

#### (2) 管轄人口（令和 2 年 10 月 1 日現在の国勢調査人口）

第 1 期運用：約 176 万人  
第 2 期運用：約 217 万人

#### (3) 119 番通報受信件数（予測）

第 1 期運用：約 17.3 万件（令和 11 年中）  
第 2 期運用：約 21.6 万件（令和 12 年中）

#### (4) 設置場所

京都府立・京都市消防学校敷地内（京都市消防学校 4 階）

### 2 共同運用の手法等

#### (1) 共同運用の手法

機関等（内部組織）の共同設置（地方自治法第 252 条の 7）

#### (2) 「内部組織の共同設置」の特徴

ア 平成 23 年の地方自治法の一部改正により新たに可能となった手法（機関等の共同設置の対象拡大）で、行政機関の内部組織においても共同設置することができるようになった。

イ 内部組織の共同設置は、人員面や経費面において、効率的な行政運営を行うことができる。

#### (3) 「内部組織の共同設置」を選択する理由

ア 各消防本部に指揮命令権（指令管制に係る権限）が残るため、部隊運用について、各構成団体（消防機関）の意向を反映できる。  
イ 各構成団体（消防機関）の実情に応じた柔軟な組織運営を図ることができる。

(4) 「内部組織の共同設置」に関する規約に定める内容

主な項目	内容
名称	情報指令課
内部組織を設ける団体 (構成団体)	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合
幹事団体（代表団体）	京都市
執務場所	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の 3
内部組織の職員の選任方法	構成団体の長の協議により定める職員のうちから、幹事団体の長が選任する。
内部組織の職員の身分取扱い	幹事団体の職員とみなす。
所掌事務	共通の事務分掌を定める。
特定の事務に要する経費	特定の事務を管理し、又は執行する団体の予算に計上する。
負担金	経費は構成団体が負担し、その額は構成団体の長の協議により定め、幹事団体に交付する。
予算、決算	予算は、幹事団体の一般会計に計上する。幹事団体は、決算を議会に付すときは、構成団体の長に報告する。

(5) 内部組織の職員の給与及び共済組合等の取扱い等

- ア 内部組織の職員（京都市の職員を除く。）は、内部組織と元団体（内部組織の職員に選任される前に属する団体をいう。以下同じ。）との身分を併任する。
- イ 給与の取扱いについては、元団体の給与条例を適用する。また、これに伴う関係議案は、運用開始までに議会へ提案する。
- ウ 共済組合等の取扱いについては、内部組織の職員に選任される前から加入している共済組合等の組合員の資格を引き続き有する。

### 3 人員体制

(1) 人員（総数）

119 番通報受信件数（予測）等を基に算定している。

区分	第1期運用（5団体）	第2期運用（9団体）
指令センター員（交替制勤務者）	54人	66人
管理運営要員（毎日勤務者）	12人	13人
計	66人	79人

※1 京都府南部消防指令センターの運用に係る構成団体に共通する事務を行う人員であり、特定の団体の固有の事務を行う人員は含んでいない。

2 第2期運用時の人員（総数）は、現時点の想定であるため、令和10年度までを目途に、再算定を行う。また、第2期運用後においても、人員（総数）の再算定を適宜行う。

## (2) 各構成団体の割当人員及び配置人員

- ア 割当人員は、管轄人口割合を基に算定している。
- イ 実際に配置する人員（配置人員）は、各構成団体の事情等を踏まえ定めている。
- ウ 配置人員が割当人員に満たない構成団体は、当該差分に応じた人件費を負担し、配置人員が割当人員を超える構成団体は、当該差分に応じた人件費を収入する。

構成団体名	第1期運用(5団体)			第2期運用(9団体)		
	管轄人口割合	割当人員	配置人員	管轄人口割合	割当人員	配置人員
京都市	83.23%	54.93人	57人	67.51%	53.33人	
京田辺市	5.12%	3.38人	2人	4.15%	3.28人	
久御山町	0.87%	0.57人	0人	0.70%	0.56人	
精華町	2.06%	1.36人	1人	1.67%	1.32人	
乙訓消防組合	8.72%	5.76人	6人	7.08%	5.59人	
宇治市				8.28%	6.54人	
城陽市				3.44%	2.72人	
八幡市				3.25%	2.57人	
相楽中部消防組合				3.92%	3.09人	
計	100%	66人	66人	100%	79人	

※1 管轄人口割合及び割当人員(以下「人員等」という。)は、表示単位未満を四捨五入して表示している。

- 2 第2期運用時の各構成団体の人員等は、現時点の想定であるため、令和10年度までを目途に、割当人員の再算定を行った上で、配置人員を定める。また、第2期運用後においても、適宜、割当人員の再算定を行うほか、配置人員の見直しを行う。

## 4 共同運用に係る費用の分担方法（各構成団体の負担金の算定方法）

主な項目	費用の分担方法
人件費	割当人員（管轄人口割合）を基に算定
建物管理費（建物維持管理費、光熱水費等）	管轄人口割合を基に算定
通信施設管理費（システム維持管理費、通信費等）	共同整備に係る費用の分担方法を基に算定

※1 構成団体ごとに要する費用を個別に算定できる場合(当該算定が困難な場合又は適当でない場合を除く。)は、当該方法により算定する。

- 2 共同整備に係る費用の分担方法は、「京都府南部消防指令センターの共同整備等に関する協定書」(令和6年4月締結)において、管轄人口割合や機器数等を基に算定すると定めている。

## 5 今後の予定

時期	内容
令和 8 年 2 月～3 月	<p>規約案等の共同運用に係る関係議案を議会へ提案</p> <p>&lt;関係議案の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度当初予算</li> <li>・職員定数条例の一部を改正する条例(改正が必要となる場合に限る。)</li> <li>・内部組織の共同設置に関する規約</li> <li>・給与の特例に関する条例(京都市に限る。)</li> <li>・給与支給事務の委託に関する規約(京都市、及び第 1 期運用の団体のうち、人員を配置する団体に限る。)</li> </ul>
令和 8 年 11 月 ～令和 9 年 3 月	第 1 期運用の 5 団体が 1 団体ごとに順次、119 番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
令和 9 年 4 月	5 団体が揃って第 1 期本格運用開始
令和 11 年度下半期	第 2 期から運用を開始する 4 団体が 1 団体ごとに順次、119 番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
令和 12 年 4 月	全 9 団体が揃って第 2 期本格運用開始